

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する
備置書類



令和 3 年 4 月 1 日

三菱食品株式会社

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第 797 条第 1 項但し書きの規定により、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条（公告方法）に基づき、令和 3 年 2 月 1 日に官報及び電子公告にて公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

5. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である令和 3 年 4 月 1 日をもって、MS 西日本菓子からその資産、負債及び権利義務の一切を承継致しました。

6. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

7. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

令和 3 年 4 月 1 日

8. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以 上

会社法第 782 条第 1 項に規定する備置書類

令和 3 年 2 月 1 日

吸収合併存続会社 三菱食品株式会社

吸収合併消滅会社 株式会社 MS 西日本菓子

